

こども誰でも通園制度

2025年度

利用者募集!!

保育所等に在籍していなければ、理由を問わず、誰でも利用できます。
施設も増えて利用しやすくなっています。ぜひご利用ください。

こども誰でも通園制度の3つのポイント

1

こども誰でも通園制度って??

- ふだん、保育所などに通っていない子どもが対象です。
- 月10時間まで保育所などを定期的に利用でき、集団生活を通じて成長を促す制度です。
- 保護者を対象にした子育て支援もおこないます。

2

どんなことができるの?

- 園の活動を子どもに体験させることで、成長や発達に刺激をもらうことができます。
- こどもの発達や離乳食などに不安がある場合に、経験豊富な保育士から、具体的な育児のアドバイスを受けることができます。
- 子育てから離れ、リフレッシュできます。

3

「一時保育」との違いって??

- 一時保育には就労や病気等、利用にあたり保護者の理由が必要ですが、誰でも通園制度では理由は問いません。
- 月あたりの利用日数の上限や利用料も異なります。
- 誰でも通園制度は一時保育と異なり、多子世帯の軽減がありません。

誰でも通園を利用するとこんなことができる!!

①～③のすべてに該当する子どもが対象です

1 神戸市民

2 0歳6か月～2歳

3 現在保育所・認定こども園・企業主導型保育施設等に在籍していないこと。

※保護者の就労状況は問いません。 ※3歳になると利用できなくなります。 ※居住区と異なる区の利用も可能です。

利用可能時間

子ども1人につき **月10時間まで**

※施設により1回あたりの利用可能時間が異なります。

利用料金

1時間 **300円**

次の世帯に該当する場合は、利用料金の減免があります。

- ・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯
- ・市民税所得割課税額合計が77,100円以下である世帯
- ・市が特に支援が必要と認めた世帯

給食やおやつがある場合は、実費負担が必要です。

実施期間

第Ⅰ期 2025年7月1日(火)～10月31日(金)

第Ⅱ期 2025年11月3日(月)～2026年3月31日(火)

利用の流れ

【利用申請】

e-KOBE(神戸市スマート申請システム)から申請してください。
資格確認後、「アカウント発行のお知らせ」メールが届きます。
メールに記載の手順のとおり、
「こども誰でも通園制度総合支援システム」にログインしてください。

※「こども誰でも通園制度総合支援システム」は、こども家庭庁が運用する
こども誰でも通園制度への利用予約等を行うシステムです(以下、「総合支援システム」という)。



e-KOBEの
利用者登録



e-KOBE
から申請

【事前面談】

総合支援システムでご希望の施設を検索し、初回面談を予約してください。
施設より日程調整の連絡があります。施設で面談を受けてください(原則、こども同席)。

※安全に保育をおこなうため、アレルギー等の聞き取りをしています。

【利用予約】

総合支援システムで利用の予約をしてください。
予約が確定したら、施設よりメールが届きます。

【利用】

総合支援システムで施設が提示する2次元コードを読み取り、
登降園の登録をしてください。

利用者の声はこちら



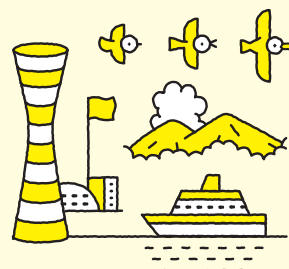
利用申請受付

2025年6月6日(金)～

利用予約申込

第Ⅰ期 事前面談後、申込可能

第Ⅱ期 申込期間が決まり次第、神戸市ホームページでお知らせします。



対象施設

施設によって受け入れ枠や、開所時間・利用方法が異なります。
神戸市ホームページに掲載している施設一覧をご確認ください。

神戸市 誰でも通園

検索



ご利用にあたっての注意事項

- ・利用料は、施設の指定する方法でお支払いください。
- ・利用日の14日前の17時までのキャンセルは総合支援システムよりおこなってください。
それ以降のキャンセルは施設に連絡してください。
- ・キャンセルする場合は必ず前日17時までに施設に連絡してください。
それ以降にキャンセルされた場合は利用可能時間から予約時間分が差し引かれます。
- ・施設における面談において、集団保育が著しく困難であると判断された場合は、ご利用いただけないことがあります。
- ・送り迎えは、保護者の方が責任を持っておこなってください。
- ・総合支援システムの操作方法でご不明な点がございましたら、システム内にあります「お問い合わせ窓口」へご連絡ください。

